

高萩・北茨城広域事務組合企業職員の旅費支給に関する規程

昭和60年12月2日

訓令第3号

改正 令和元年10月1日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合企業職員（次条において「職員」という。）の旅費支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(支給方法等)

第2条 職員に対して支給すべき旅費の種類及び支給方法については、北茨城市職員の旅費に関する条例（昭和32年北茨城市条例第26号）の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

附 則（令和元年訓令第8号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。